

平成 17 年 8 月 3 日情報公開に関する連絡会議申合せに基づく、「特段の事情により諮問までに長期間を要した事案」及び「特段の事情により裁決・決定までに長期間を要した事案」の公表

平成 17 年 8 月 3 日の情報公開に関する連絡会議における「不服申立事案の事務処理の迅速化について」の申合せにより、各行政機関は、「不服申立があった日から諮問するまでに・・・特段の事情がない限り、遅くとも 90 日を超えないようにする」こと及び「答申を受けてから裁決・決定までに・・・特段の事情がない限り、遅くとも 60 日を超えないようにする」こととし、①「特段の事情により、不服申立てがあった日から諮問するまでに 90 日を超えた事案」及び②「特段の事情により、答申を受けてから裁決・決定するまでに 60 日を超えた事案」については、要した期間、その理由（特段の事情）等について、年 1 回、国民に分かりやすく公表することとした。

以下は、平成 17 年 8 月 4 日以降に不服申立を受けた事案で①に該当するもの及び同日以降に審査会の答申を受けた事案で②に該当するものについて、その理由等を公表するものである。

なお、平成 18 年 3 月 31 日現在で、まだ諮問していない事案であって、すでに不服申立てがあった日から 90 日を経過しているもの及び裁決・決定を行っていない事案であって、すでに審査会の答申があった日から 60 日を経過しているものも併せて整理している。

○今年度に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから諮問までに90日超を要したものの(資料14)

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛庁	イラク復興支援群第1～7次隊派遣装備品輸送使用航空機等	H17. 11. 17	H18. 3. 20	123	本件は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第11条に基づき開示を2回に分けて行っており、本件異議申立てはそのうち最初の開示に対するものであるが、提出された異議申立書に2度目の開示が行われた後にあらためて全体に対する異議申立てを行う旨記載されていたことから、2度目の開示に対する異議申立て(18. 2. 21受付)があるまで事務処理を保留していたため。
法務省	大分刑務所が収容者のために支出した金額(食料費、光熱費・・・大分刑務所の通院や入院治療のために支払った個別の相手先金額が個々に判別できるもの)私のカルテ	H17. 11. 25	H18. 3. 27	123	① 請求者から審査会に諮問する前に、行政庁に対する口頭意見陳述を実施して欲しい旨の申出があり、そのために相応の時間が必要であったため。 ② 長期にわたり多数の不服申立てがあり、各不服申立ての審理及び審査会対応等に相応の時間を要したため。
厚生労働省	特定会社に対する労働者派遣法違反の指導記録	H17. 10. 31	H18. 3. 6	126	対象文書が膨大であったため、開示・不開示の検討に時間を要したため。
資源エネルギー庁	特定鉱山の工事用図面・設計用図面・工事用設計説明書	H17. 10. 14	H18. 1. 24	92	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
	特定鉱山の特定部位の詳細図面	H17. 10. 21	H18. 1. 31	92	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
	特定鉱山の昭和40～42年の石塊堤の落成検査報告書	H17. 11. 4	H18. 2. 20	93	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
	特定鉱山のたい積場の昭和37年の落成検査報告書(取水堰堤内クラックの検査結果含む)	H17. 11. 25	H18. 2. 24	91	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
	特定鉱山のたい積場の施設設置届の添付図面中、中心線、測点番号等が「入っている」平面図	H17. 12. 5	H18. 3. 10	95	当該作業期間内に多数の審査請求が提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し処理に遅延が生じた。また、その請求内容の殆どが古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認に多くの時間を要したため。

国土交通省	特定鉄道路線に係る運輸大臣の敷設免許書	H17. 8. 18	H18. 2. 23	189	文書の不存在に対する事案であるとともに、審査請求の内容等に不明な点があったことから、その確認（審尋）に時間を要したほか、文書の不存在に関する事案であり、当該文書の検索作業など事実関係の確認に時間を要したため。
	特定地番の地先におけるカーブミラーの占用許可書等	H17. 11. 18	H18. 2. 28	102	同一の不服申立人から同時期に複数の不服申立てがなされていたことや本件の内容等に不明な点があり、その確認（審尋）が必要であったほか、検証申立てがなされていたことから、これらの対応に時間を要したため。

○調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てから90日超を経過しているもの(資料14)

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	「行政協定に基づく合同委員会合意インデックス」に綴られている文書の全て。(他、計2件)	H17.10.4	178	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	アメリカとの沖縄返還交渉の文書のうち、「愛知外相・ロジャーズ国務長官パリー会談概要」外務省電信案	H17.11.14	137	開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。 首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	「北朝鮮1」及び「北朝鮮3」。(計3件)	H17.11.15	136	不服申立ての対象文書が著しく大量であるのに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。	
	「日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意」(平成15年度(行情)答申第709号3頁)された事実を示す文書ないしその事実を記録した文書。	H17.12.19	102	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
厚生労働省	特定会社の就業規則	H17.9.6	206	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社の就業規則	H17.9.14	198	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	雇用保険適用関係業務取扱要領	H17.9.15	197	開示請求等が集中したこと、また、所掌業務が繁忙を極めていたため。	
	特定年度の司法処理事件一覧表<5件>	H17.10.11	171	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと、また、不服申立て事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	通所介護事業の会計を一般会計で処理してよい根拠書類等	H17.10.12	170	不服申立人から取り下げの意向が示され処理を保留していたため。	
	特定月に行った立入検査に関する報告等	H17.10.17	165	開示請求等が集中したこと、また、所掌業務が繁忙を極めていたため。	
	特定労働局の労災協力医名簿	H17.10.18	164	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社の就業規則	H17.11.21	130	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定災害に係る災害調査復命書	H17.12.26	95	所管業務が著しく多忙であったため。	

社会保険庁	「接受印の形式、寸法その他取扱いの定めについて」記載されている文書	H17. 12. 26	95	不服申立後、請求人の求めにより処理を一時保留としていたため	H18. 5. 11 取下げ
国土交通省	平成17年度連続立体交差事業等説明資料のうち、特定の鉄道路線に係る部分	H17. 11. 7	144	弁明書・反論書等の行政不服審査法に基づく手続に時間を要しているため。	
	特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書及び審査請求説明資料のうち打合せ記録を除いたもの	H17. 11. 20	131	担当部署が昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等著しく繁忙であるため。	
	特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書のうち略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書及び審査請求説明資料のうち打合せ記録				
	特定個人に係る建築基準適合判定資格者登録簿				
	住宅性能表示制度の施行にあたり「劣化の軽減に関する評価」を検討した委員会の会議議事録と資料等その根拠となる文書	H17. 11. 22	129	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要しているため。	
2005年7月22日付特定法人提出資料	H17. 12. 25	96	担当部署が昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等著しく繁忙であるため。		

○今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに60日超を要したものの
(資料14)

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
人事院	国家公務員採用試験の官庁訪問用評定票（雛型） (3件)	H17.12.8	H18.2.8	62	答申内容の精査等、慎重な作業を行う必要があったため
外務省	1959年4月28日に東京で行われた藤山外相と山田外務次官、マッカーサー大使との会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録等	H17.8.4	H18.2.17	197	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	8月13日の米軍ヘリ墜落事故に関してアメリカ政府との協議及び連絡の内容のわかる文書とその際の資料	H17.8.9	H17.11.17	100	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中していたため。
	記者クラブ配布資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て（対象期間04年1月1日～3月末日）	H17.9.1	H17.12.1	91	総理・大臣の外遊等、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	弾道ミサイル防衛システムの整備にかかる意思決定に関する文書の全て	H17.11.1	H18.3.29	148	事務手続き上の不備があったため。
厚生労働省	千葉労働基準監督署が特定会社に対して実施した監督指導に係る是正勧告書等 (平成17年度行情253号)	H17.9.2	H18.3.31	210	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	大阪中央労働基準監督署が近畿郵政局に交付した是正勧告書等 (平成17年度行情278号)	H17.9.26	H18.3.31	186	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社に対しての苦情内容及び八王子ハローワーク職員の指導内容の分かる文書 (平成17年度行情305号)	H17.10.12	H18.1.31	111	所管業務が著しく多忙であったため。
	青梅労働基準監督署が特定法人に交付した是正勧告書等 (平成17年度行情384号)	H17.11.4	H18.3.31	147	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	青梅労働基準監督署が平成13年9月24日から28日までの間に交付した是正勧告書等 (平成17年度行情385号)	H17.11.4	H18.3.31	147	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	和歌山労働基準監督署が特定病院に交付した是正勧告書等 (平成17年度行情432号)	H17.12.2	H18.3.31	119	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	和歌山労働基準監督署が平成13年3月14日から20日までの間に交付した是正勧告書等 (平成17年度行情433号)	H17.12.2	H18.3.31	119	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。

○調査日現在、答申を受けて裁決・決定の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日超を経過しているもの(資料14)

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
内閣官房	第3回国防会議関係資料(国防の基本方針関連)	H17.10.12	232	国会対応等、担当者が兼務する事務が繁忙を極めたため、答申を受け取った後、裁決に向けた検討を十分に行うことができなかったため。	
外務省	在米日本国大使館が行った便宜供与のうち、特定の案件の便宜供与の内容を記した文書。	H17.8.25	218	首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙で、かつ、開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中していたため。また、不服申立ての文書が相当程度に大量で、かつ、裁決・決定を行うに当たって、答申に基づき、細部に至る確認作業等に時間を要しているため。	
	会計検査院によるプール金問題の検査に呼応する形で外務省が行った調査に関するすべての資料	H17.12.16	105	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	国際捕鯨委員会(IWC)に関する「外交働きかけの現状」及び右付属文書	H17.12.22	99	答申に沿った再決定をするに当たり答申内容の確認に時間を要したため。	
厚生労働省	特定会社の労働者派遣法臨検指導調査により違法がある場合の指導記録	H17.11.9	142	所管業務が多忙を極めているため。	
	敦賀労働基準監督署に提出された原子力発電所で発生した労災事故に係る労働者死傷病報告	H17.12.8	113	所管業務が著しく多忙であったため。	
	名古屋南労働基準監督署に特定日に提出された労働者死傷病報告書(2件)	H17.12.14	107	所管業務が著しく多忙であったため。	H18.6 裁決予定
	特定会社の労働者派遣法違反に係る調査結果等	H17.12.21	100	所管業務が多忙を極めているため。	
経済産業省	特定会社に係る予約前受金残高等報告書(9件)	H17.10.28	154	所掌する事務が多忙を極めたほか、新たな開示請求案件の審査・対応に相当の時間を要し、また出された答申の件数も多かったことから、裁決に係る検討を期間内に十分に行うことができなかったため。	H18.5.18 裁決